平成２４年（フ）第９６４号
大阪府四條畷市雁屋南町12番11号　サンクレセール301
債務者　尾﨑　隆男
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９６５号
大阪市天王寺区勝山１丁目８番４―203号、前住所大阪市住吉区南住吉２丁目６番27―203号
債務者　友平　直美
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１０９号
大阪府大東市平野屋２丁目４番12号　ハピネス48―406号、前住所大阪府大東市中垣内１丁目10番21号
債務者　松浦　吉則
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１６５号
大阪市平野区瓜破東２丁目５番６―612号
債務者　岩橋　正則
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１７２号
大阪府四條畷市岡山東３丁目５番62―403号
債務者　六鹿佐和子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２１６号
大阪市生野区巽南２丁目９―27　ファースト巽南505、住民票上の住所大阪市住吉区山之内１丁目２番６号
債務者　宮川美恵子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２２８号
大阪府吹田市高野台４丁目４番B92―502号、前住所大阪府吹田市岸部北２丁目16番７号
債務者　西嶋由可里（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２５９号
大阪府八尾市安中町８丁目３番14号、住民票上の住所大阪府八尾市亀井町１丁目２番32号
債務者　菅　　信一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３２７号
大阪府八尾市東山本新町１丁目９番33号　ココレスポア203号
債務者　日野　康司
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３５０号
大阪市平野区長吉出戸１丁目１番１―402号、住民票上の住所大阪府東大阪市寿町３丁目４番22号　三栄工業所内
債務者　岩井　　崇
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３５５号
大阪市北区中津７丁目４番５号　スカイビル501号室
債務者　西尾　明美
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４０２号
大阪市淀川区塚本１丁目19番26号　プレジデントきたやま801号
債務者　竹藤　由幸
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４２１号
大阪府東大阪市長田西３丁目１番31―703号、前住所大阪府東大阪市荒本新町６番41―1101号　コスモ東大阪1101号
債務者　三村　一郎
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４９０号
大阪市北区本庄東３丁目２番５号　松村マンション502号室
債務者　田中　惠子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４９２号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号、前住所大阪府摂津市鳥飼西３丁目５番３号
債務者　村井　　操
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４９７号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目31番４号
債務者　佐々木志津子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部